

ファイトやちまた中小企業等支援金

～ 申請要領 ～



〈申請受付期限〉 令和4年10月31日(月)

留意事項

- (1)本支援金の支給は、申請から2、3週間後に順次行っていく予定ですが、申請書類に不備があると、支給時期が遅れたり、支給できなくなる恐れがありますので、郵送前に必ず申請書類一式を確認してください。
- (2)本支援金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還するとともに、加算金を支払うこととなります。支援金の不正受給は犯罪となりますので、警察当局と連携し、厳正に対処します。
- (3)市は必要に応じて、申請書類に不明な点等が生じた際は、確認、調査をすることがあります。その場合、支給対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (4)支給対象者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また帳簿及び証拠書類を令和4年度から5年間、保存してください。また、支援金の支給を受けた場合、令和4年分の税務申告を行う必要があります。

ファイトやちまた中小企業等支援金担当

[電話] 043-443-1405(商工観光課内)

[受付時間] 午前9時から午後4時まで(土・日・祝日を除く)

(URL)

<https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/20/36302.html>

I 支援金の概要

1. 趣 旨

コロナ禍において原油価格、物価高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、事業の継続を支援するため、支援金を支給いたします。

2. 支援金の額

IIの対象要件を満たす中小企業者等に対し、1事業者につき3万円

※申請は1事業者につき1回限りとなります。

※国や県、本市から新型コロナウイルス関連の支援金を過去に受給されている場合でも、本支援金の要件を満たされていれば支給いたします。

II 対象要件

下記の支給要件を全て満たしている必要があります。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項における会社及び個人^{※1}、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、学校法人、組合^{※2}(以下、中小企業者等という。)のうち、以下^{※3}に掲げる業種を営む者であること。ただし、※4に該当する法人及び農業を営む個人事業主は除く。

※1 中小企業者の範囲(中小企業基本法による定義)

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①卸売業	1億円以下	100人以下
②小売業	5,000万円以下	50人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④製造業、建設業、運輸業 その他業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下

※2 組合の範囲

- ・ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
- ・ 協業組合
- ・ 商工組合及び商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- ・ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会

※3 支給対象となる業種

分類項目名, 説明及び内容例示

日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))	
大分類A(農業、林業)	大分類K(不動産業、物品賃貸業)
大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業)	大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)
大分類D(建設業)	大分類M(宿泊業、飲食サービス業)
大分類E(製造業)	大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)
大分類F(電気、ガス、熱供給・水道業)	大分類O(教育、学習支援業)
大分類G(情報通信業)	大分類P(医療、福祉)
大分類H(運輸業、郵便業)	大分類Q(複合サービス事業)
大分類I(卸売業、小売業)	大分類R(サービス業(他に分類されないもの))
大分類J(金融業、保険業)	

※4 以下に該当する法人は、支給の対象となりません。

- ①法人税法別表第1に規定する公共法人、②政治団体、③宗教上の組織又は団体、④有限責任事業組合(LLP)、⑤前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

(2)申請時点で事業を継続しており、引き続き事業を継続する意思を有していること。

(3)市内に事業所を有する中小企業等又は個人事業主であり、令和4年10月31日(月)までに創業しており、かつ継続して事業を行っていること。

※八街市に住所を有する個人事業主で事業所が市外である場合も対象となります。

(4)農業を営む個人事業主でないこと。

(5)事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

(6)「暴力団排除に関する規定」(別紙参照)を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部又は管轄警察署に照会することがあります。

Ⅲ 申請手続き

(1) 申請受付期限

令和4年10月31日(月)まで

(2) 申請受付方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則、申請書類を以下の宛先に郵送していただくようご協力をお願いします。(令和4年10月31日(月)消印有効)

【宛先】 〒289-1192
八街市八街ほ35-29
ファイトやちまた中小企業等支援金担当宛

※ 裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

(3) 申請書類の入手方法

・八街市役所ホームページよりダウンロード

(URL) <https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/20/36302.html>

・ファイトやちまた中小企業等支援金担当窓口にて配布(商工観光課内)

・八街商工会議所窓口にて配布(Tel: 043-443-3021)

(4) 申請書類

以下の申請書類を提出ください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

① 申請書類一覧チェックリスト

② ファイトやちまた中小企業等支援金申請書兼請求書(第1号様式)

③ 振込指定口座の通帳の写し

※銀行名・支店名・支店番号・口座種別・口座番号・名義人が確認できるように、必要に応じて、通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※口座名義人が申請者以外の場合は委任状が必要となります。

④ [法人等の場合]

八街市に申告した直近の法人市民税申告書の写し

⑤ [個人事業主の場合]

令和3年分確定申告書の写し又は令和4年度市民税・県民税申告書の写し

⑥ [個人事業主の場合]

本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)

⑦ [市外に住所を有する個人事業主の場合]

市内で事業を営んでいることがわかる書類の写し(所得税法に定める開業届、許認可証、営業許可証、店舗の賃貸借契約書等)

暴力団排除に関する規定(Ⅱ対象要件(6)関係)

市から支援金を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、給付対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

要件に関する特例

以下の場合、Ⅱ及びⅢの内容とは別の取扱いの上、支給対象とします。

(1) 新規創業特例

令和4年1月1日(土)から令和4年10月31日(月)の間に新規創業した場合は、以下の必要書類を追加で提出いただきます。

[P3の申請書類のほかに追加提出が必要となる書類]

(法人の場合) ・八街市に提出した法人等の設立変更等報告書の写し

(個人事業主の場合) ・個人事業の開業・廃業等届出書または開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

※開業日が令和4年1月1日(土)から令和4年10月31日(月)までであること

※管轄税務署の受付印が押印されていること

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知(メール詳細)により代替することができます。

キリトリ(郵送の際封筒に貼付けてご使用ください)

〒289-1192

八街市八街ほ35-29

(八街市役所商工観光課内)

ファイトやちまた中小企業等
支援金担当 様